

ご寄付並びに遺贈寄付のお願い

公益社団法人和歌山県獣医師会は、昭和 23 年に任意団体として発足して以降 70 年以上に渡って、食の安全・安心、公衆衛生の向上、動物愛護の推進等に努めて参りました。

また、社会情勢や生活様式の変容に伴った法改正、社会規範の変化にも柔軟に対応し、野生鳥獣保護、動物福祉啓発、災害対策活動を通じ、人と動物が共生する豊かで健全な社会構築のため公益活動を続けております。

一方で、こうした公益事業の経費は、国や自治体の補助金等を活用してはおりますが、今後も支出超過が見込まれており、継続的な活動には資金確保が重要な課題となっております。

このため、当会の活動をご支援頂ける皆様の暖かいご寄付をお願いいたします。

ご寄付いただく際には、以下より対象事業をひとつないし複数選ぶことも可能ですし、公益目的事業全般にご寄付いただくこともできます。

- 狂犬病予防事業
- 動物愛護週間事業
- 傷病野生鳥獣救護事業
- 動物福祉対策事業
- 公益目的事業全般

#### 寄付手続きの流れ

1. ご寄付は原則として現金の寄付のみとなります。
2. ご寄付いただける方は、メールまたは電話により事務局までご連絡願います。事務局より、必要書類と振込用紙をお送りいたします。  
メール wakavet@lily.ocn.ne.jp  
(送信時、アットマーク@を半角に変えてください)  
電 話 073-436-4529  
F A X 073-436-1295
3. ご送金確認後に、寄附金領収証をお送りします。

※ 当会へのご寄付は、特定公益増進法人の主たる目的である業務に関連する所得税法第 78 条第 2 項第 3 号又は法人税法第 37 条第 4 項に規定する寄附金であり、税制優遇措置の対象となっております。

※ 遺贈、相続財産の寄付に係る非課税措置の要件等につきましては、専門家にご確認願います。